

# 精神保健福祉法改正について

令和6年5月24日（金）10時30分～



福岡県 保健医療介護部 健康増進課  
こころの健康づくり推進室

# 本日の主な説明内容

- ① 改正精神保健福祉法の概要
- ② 医療保護入院等の手続きについて
- ③ 虐待防止措置について
- ④ その他

# ① 改正精神保健福祉法の概要

# 精神保健福祉法改正による第1条目的規定の追記（赤色部分）

## 法改正後の第1条

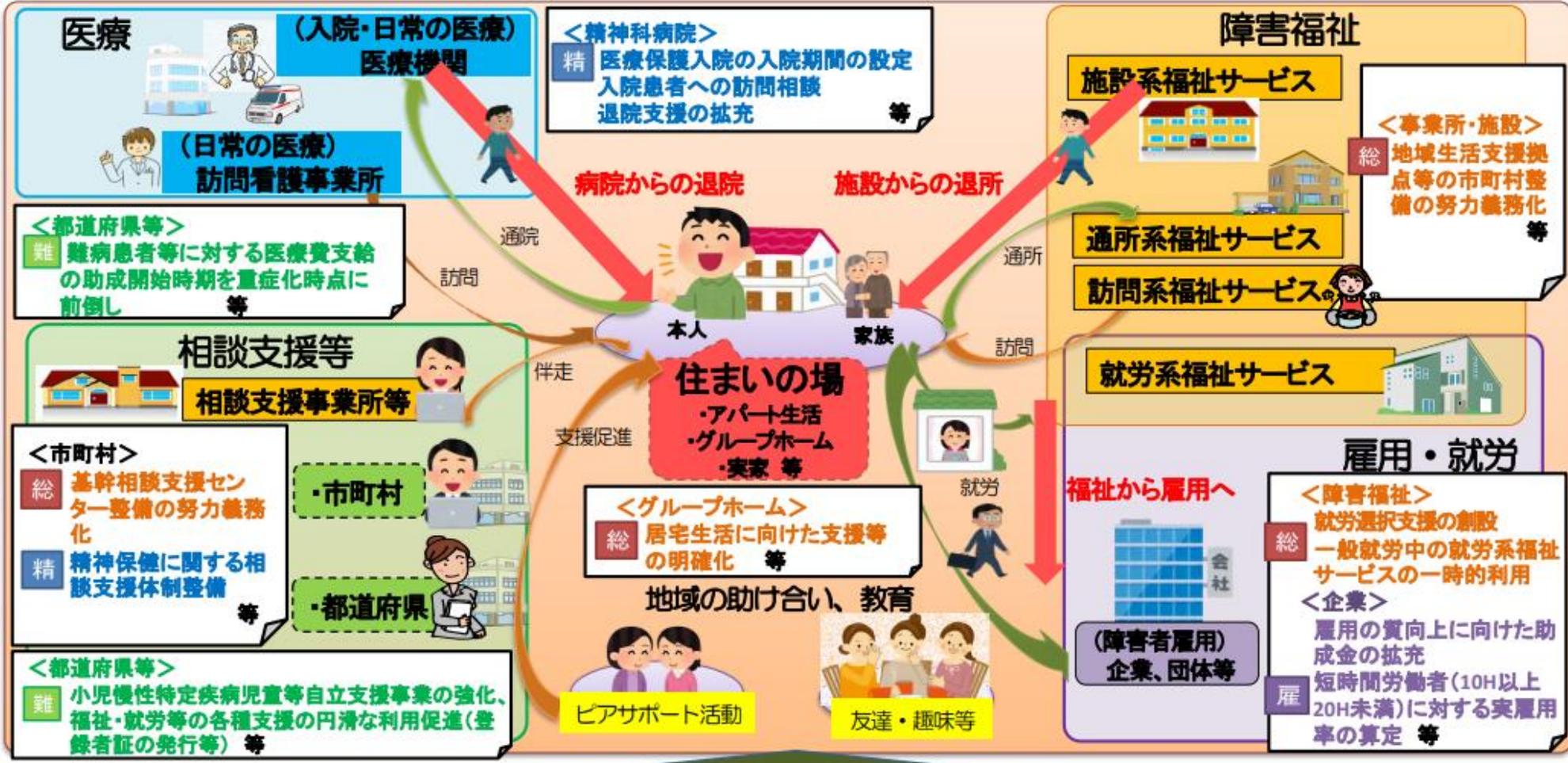
### （この法律の目的）

**第1条** この法律は、**障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ**、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※ 令和4年の法改正により、精神保健福祉法（正式名称は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」）の法目的として、**精神障害者の権利擁護を図ることが明確化**された。（令和5年4月1日施行）

# 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
    - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
    - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
    - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



## 令和6年4月からの変更点

県

= 都道府県及び指定都市

市

= 市町村

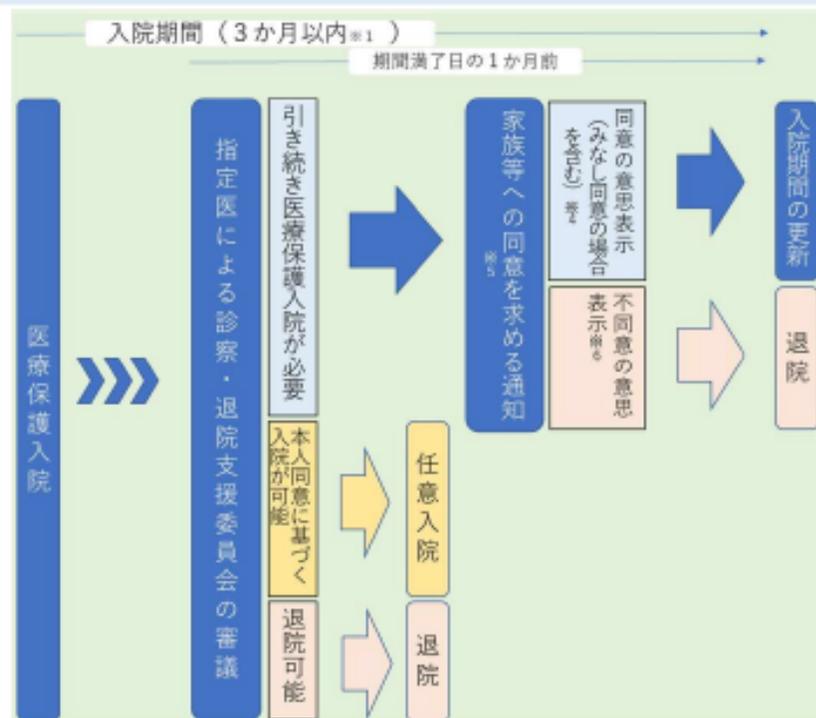
### 医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
- 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
  - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
  - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
  - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）市
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）県

※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。

## 令和6年4月1日以降に医療保護入院した者の入院期間について

- ・ 医療保護入院時、3か月以内※1の入院期間を定める必要があります。
- ・ 入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会の審議が可能です。
- ・ 診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院になります。
- ・ 任意入院が行われる状態になく、引き続き医療保護入院が必要との結論に至った場合、医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）※2に対し、入院期間の更新の同意を求める通知※3をします。  
（患者の家族等がない場合等は、市町村長に対し、入院期間の更新の同意を求めます。）
- ・ 通知した家族等から、
  - 同意の意思表示があった場合
  - 一定の要件に該当する場合※4であって、通知後2週間の間に家族等から不同意の意思表示がなかった場合（みなし同意の場合）  
（市町村に依頼した場合は、市町村から同意があった場合）は3か月以内の期間※1を定め、入院期間を更新することができます。



- ※1 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上である場合は、6か月以内
- ※2 当該家族等が死亡した場合などは、それ以外の家族等に同意を求めることができます。
- ※3 電話やメール等で家族等の意思を確認することは可能ですが、後日書面を送付してください。
- ※4 次のいずれの要件も満たした場合
  - ・ 医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）に対し更新の同意を求める場合
  - ・ 入院期間中に病院と（通知先の）家族等が2回以上連絡が取れていること
  - ・ 通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間以上確保できること 等
- ※5 患者の家族等がない場合等は、市町村長への同意の依頼
- ※6 不同意の意思表示があった場合、医療機関の判断で、それ以外の家族等に同意を求め、同意があれば入院期間を更新することができます。

**詳細は、国の通知やQ&A等でご確認ください。**

## 令和6年4月からの変更点(続き)

### 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

### 入院者訪問支援事業（法第35条の2）

県

- 都道府県及び指定都市は、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。
- 都道府県及び指定都市が、訪問支援員を選任、研修等を実施。

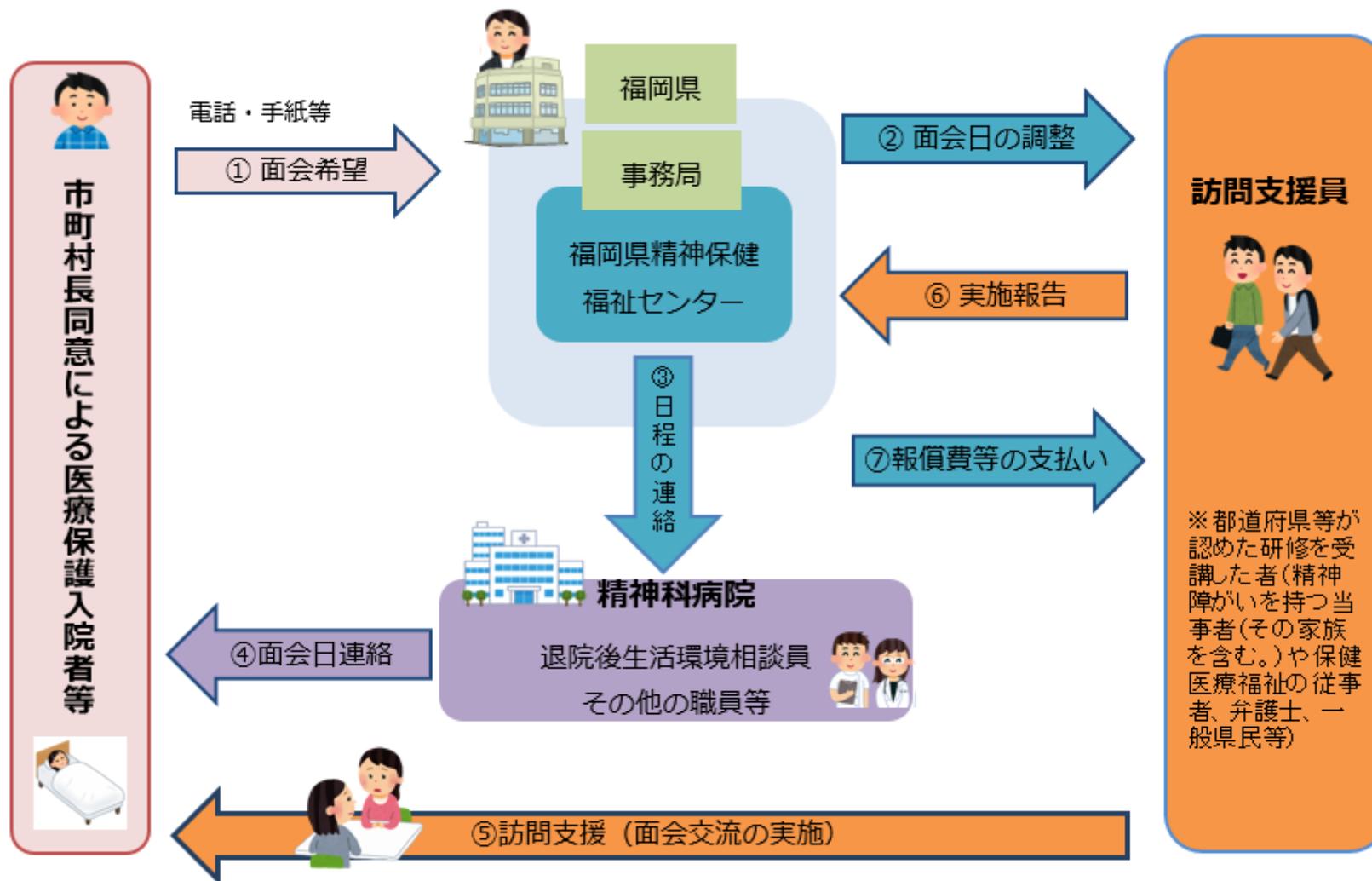
# 入院者訪問支援事業(令和6年度以降)

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

# 福岡県における入院者訪問支援事業



※ 対象者: 両政令市、久留米市の精神科病院内に入院している者を除く。

## 令和6年4月からの変更点(続き)

### 地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

### 措置入院時の入院必要性に係る審査（法第38条の3）

- 措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要。

県

## 令和6年4月からの変更点(続き)

### 精神科病院における虐待防止措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修や普及啓発、相談体制の整備等を行う必要があり、指定医はそれに協力しなければならない（法第40条の2）。

### 虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、都道府県等に通報しなければならない（法第40条の3第1項）。
- 都道府県知事等は通報等の際し、病院の管理者に対して報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行い、改善計画の提出や必要な措置を採ることを命ずることができる（法第40条の5、第40条の6）。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する（法第40条の7）。

# 令和6年4月からの変更点(続き)

## 自治体の相談支援の対象の見直し(法第46条)

県 市

- 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も対象となる。

## 相談及び援助(法第47条第5項)

県 市

- 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に課題を抱える者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

### 留意点

- 法改正により、市町村が行う精神障害者やその家族等に対する「指導」は、「援助」に規定を変更。  
(例) 第46条第3項  
【現行】市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、(略)精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。  
【改正後】市町村(保健所を設置する市を除く。次項において同じ。)は、(略)精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行わなければならない。

## 令和6年4月からの変更点(続き)

### 市町村への支援に関する都道府県の責務（法第48条の3条）

県

市

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

#### 参 考

● 精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（指定都市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。

● このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領（通知等）において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

## ② 医療保護入院等の手続きについて

# ○ 施行日時点医療保護入院者に係る経過措置

## 推定される入院期間

(医療保護入院時及び  
退院支援委員会開催時)

R6年4月～9月  
までの間に経過



退院支援委員会の開催  
(改正前規則第15条の6  
の規定の例による)



入院継続が必要と判断  
(退院までに必要と認められる  
入院期間及び退院に向けた  
取組方針を決定)



引き続き入院  
(手続きなし)

※定期病状報告も必要なし



定めた入院期間満了日が  
令和6年10月以降となる場合、  
入院期間満了日にかかわらず、  
次ページの手続きを実施。

# ○ 施行日時点医療保護入院者に係る経過措置

## 推定される入院期間

(医療保護入院時及び  
退院支援委員会開催時)

R6年10月以降

表の「入院日の属する月」に応じて、「期限」までに指定医の診察を実施  
(入院期間の更新に係る手続きを実施するための時間を確保する。)

診察

医療保護入院不要  
(法33条第1項第1号に該当しないとされた者)

任意入院へ切替  
又は退院

医療保護入院必要  
(法33条第1項第1号に該当するとされた者)

継続入院に係る  
退院支援委員会の開催  
(「期限」の1月前から開催可能)

家族等に継続入院の同意依頼  
(「期限」の1月前から2週間前までの間)

↓ 家族等の同意

継続入院決定  
(6月以内の範囲の期間を定める)

本人及び家族等への告知・  
継続入院の届出(10日以内)

入院日の属する月	期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日

例: R4年11月入院  
指定医診察 R6年11月1日  
委員会開催 11月5日  
同意依頼 11月5日発送 19日期限  
継続入院起算日 12月1日  
届出期限 12月10日

## 良く質問がある事項

令和6年2月に医療保護入院(3ヶ月)で入院した場合、令和6年5月までに退院支援委員会を行い、次回は令和6年8月に退院支援委員会を行い、入院の継続を検討する必要があるのか。また施行日時点入院者の入院期間は最長3ヶ月となるのか。

## 回答

施行日時点入院者が継続して入院する際の期間は3ヶ月とする必要はなく、3ヶ月以上の入院期間を設定することは可能です(当初入院日が令和6年2月の場合、令和7年2月28日まで入院期間を設定することができます)。  
仮に質問のとおり令和6年8月に退院支援委員会を開催し、退院日を令和6年10月4日とし、継続して入院させる必要がある場合、退院支援委員会等の手続きなしで、令和7年2月28日まで継続して入院させることができます。(ただし退院日の設定は必要)

# ③ 虐待防止措置について

# 虐待通報に関する連絡先

※精神科病院の所在地により異なる(詳細は各自治体へお尋ねください)

**北九州市 093-582-2839**

(北九州市保健福祉局精神保健・地域移行推進課)

**福岡市 092-711-4377**

(福岡市保健医療局健康医療部保健予防課)

令和6年7月から変更可能性あり。

**上記以外の福岡県内 092-643-3595**

(福岡県精神障害者虐待通報専用ダイヤル)

④

その他

## 改正精神保健福祉法に関する資料掲載先

【厚生労働省ホームページURL(省令・通知等)を掲載】※抜粋:別紙1

○[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/kaisei\\_seisin/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html)

【福岡県ホームページURL(届出等の様式)を掲載】

○<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/seisinhoken.html>

## 福岡県事務処理要領及び法改正Q&A(福岡県版)

○福岡県事務処理要領:別紙2

○法改正Q&A(福岡県版):別紙3

## 市町村同意窓口一覧

○別紙4

## 本研修に関する問い合わせ先

Mail: [abe-h4697@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:abe-h4697@pref.fukuoka.lg.jp)